

発議案第6号

君津市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を別紙のとおり、君津市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年11月30日

提出者 議会運営委員長 三浦 章

君津市議会議長 鈴木良次様

提案理由

議会の運営の充実を図る目的で開催されている議会全員協議会について、会議規則に規定することにより、議会活動の範囲に含まれることを明確にするため、君津市議会会議規則の一部を改正しようとするものである。

君津市議会規則第 号

君津市議会会議規則の一部を改正する規則

君津市議会会議規則(昭和45年君津市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第163条を第164条とする。

第8章を第9章とする。

第162条第2項中「により、」を「により」に改め、第7章中同条を第163条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第162条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第162条第1項)

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市政又は議会運営に関する重要事項等について、報告又は協議等を行うため。	全議員	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。